

交通機関に災害・事故等の影響がある時の対応（阪急京都本線だけに適用）

- 1 午前7時現在、阪急（大阪梅田方面に向かう路線）が災害・事故等で運転見合わせとなっている場合は、自宅待機とする。
- 2 午前7時現在、運休していた阪急が午前11時までに運行を開始した場合は、13時15分からSHRを行い、5限より授業を行う。
- 3 午前11時現在引き続き阪急が運休している場合は、臨時休業とする。
- 4 災害・事故等で、やむを得ず遅刻又は欠席した生徒は、ホームルーム担任に届け、出席または出席停止とする。
- 5 臨時休業または授業が欠けた場合は、回復措置が取られる。

地震など災害による不通や予想できない事情等による場合も上記に準じる。